

○大府市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市災害対策本部及び大府市新型インフルエンザ等対策本部条例(昭和45年大府市条例第84号)第4条の規定に基づき、大府市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は2人とし、副市長及び教育長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、部長、部長に相当する職にある者、消防団長その他災害対策副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)を置く。

2 本部員会議は、災害対策副本部長(以下「本部長」という。)、副本部長、本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議の会議(以下「会議」という。)は、必要の都度、本部長が招集し、議長となる。

4 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、市民協働部長を経て本部長にその旨を申し出るものとする。

5 会議は、特別の指示がない限り、市役所災害対策本部室で開催する。

6 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

7 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

8 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

(協議事項)

第5条 本部員会議は、次の事項について協議する。

(1) 本部の配備体制に関すること。

(2) 気象情報、東海地震注意情報その他の警戒すべき情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(3) 関係機関等への情報伝達に関すること。

(4) 避難のための立退き勧告及び指示に関すること。

(5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)及び被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用に関すること。

(6) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。

(7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(8) その他災害対策の重要事項に関すること。

(周知)

第6条 会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項について、本部員は、速やかにその徹底を図るものとする。

(組織)

第7条 本部の組織は、別に定める。

(分掌事務)

第8条 本部の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(非常連絡)

第9条 本部員の非常連絡については、別に定める。

2 本部員は、職員の非常連絡体制について常に整備しておくものとする。

(非常配備の種類及びその時期)

第10条 非常配備の種類及びその時期は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第11条 本部長は、必要に応じて種別の異なる配備の指令を発することができる。

附 則

この要綱は、昭和47年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日が、この要綱の施行の日より遅くなる場合における同法の施行の日の前日までの間の第1条の規定の適用については、同条中「大府市災害対策本部及び大府市新型インフルエンザ等対策本部条例」とあるのは、「大府市災害対策本部条例」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。